

同一労働・同一賃金セミナー

第3回

労使協定の締結について (一般賃金の設定)

労使協定に定めないといけない事項

- ① 派遣労働者の範囲 (第1号)
- ② 一般賃金と同等以上の賃金 (第2号イ)
- ③ 賃金の改善規定 (第2号ロ)
- ④ 公正な評価規定 (第3号)
- ⑤ 賃金以外の待遇の決定方法 (第4号)
- ⑥ 教育訓練の実施 (第5号)
- ⑦ 有効期間、一部に限定する理由、待遇決定方式の変更 (第6号)

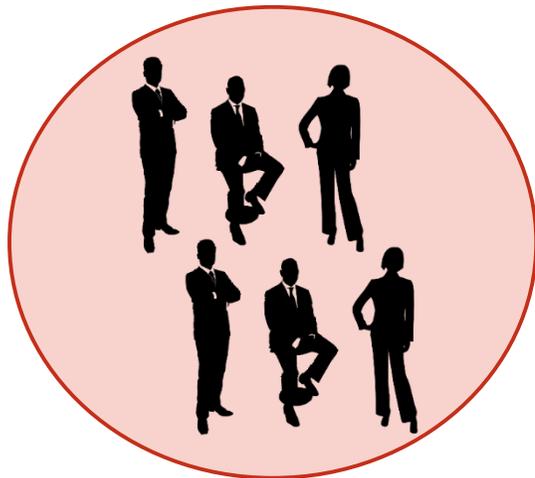


労使協定に定めた事項を遵守していない場合は、労使協定方式は適用されず、派遣先均等・均衡方式が適用

「一般賃金 ≤ 協定対象派遣労働者の賃金の額」
のイメージ

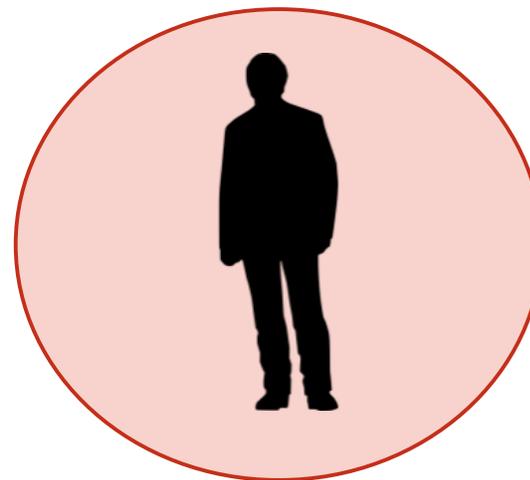
世の中の通常の
労働者の平均額

一般賃金の額



各派遣会社における
派遣労働者の賃金額

協定対象派遣労働者の賃金



≤
同等以上

一般基本給・賞与等

一般通勤手当

一般退職金

（
○ 家族手当
○ 役職手当
○ など
）も含む

実費支給

定額支給

退職金制度の方法

退職金前払いの方法

中小企業
退職金共済制度等
への加入の方法

対象外

時間外勤務手当

深夜勤務手当

休日勤務手当

合算の方法

一般基本給・賞与等の決定手順

一般基本給・賞与等の額 = 「基準値（0年）×能力・経験調整指数×地域指数」

基準値（0年）

能力・経験調整指数

地域指数

<手順1>

使用する統計調査等を
労使で選択する

<手順2>

比べる職種を決める

<手順3>

能力・経験調整指数を
決める

<手順4>

地域指数を決める

一般基本給・賞与等の決定手順

<手順1>

使用する統計調査等を
労使で選択する

賃金構造基本統計調査によるもの
「賃金構造基本統計調査による職種別
平均賃金」



全ての職種は網羅していないが、
実際に企業が支払っている賃金を
調査

職業安定業務統計によるもの
「職業安定業務統計の求人賃金を基準値
とした一般基本給・賞与等の額」



求人上の賃金であるものの、
すべての職種を網羅

※ 局長通達の別添1と別添2
とで示しています

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）

別添2

(※)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
職業計	1,175 (-)	1,372	1,473	1,522	1,607	1,849	2,312	1,383
A 管理的職業	1,503 (-)	1,756	1,885	1,946	2,056	2,366	2,958	1,718
01 管理的公務員	1,113 (1,130)	1,300	1,396	1,441	1,523	1,752	2,190	1,272
011 管理的公務員	1,113 (1,130)	1,300	1,396	1,441	1,523	1,752	2,190	1,272
02 法人・団体の役員	1,552 (1,560)	1,813	1,946	2,010	2,123	2,443	3,054	1,863
021 会社役員	1,875 (2,017)	2,190	2,351	2,428	2,565	2,951	3,690	2,411
029 その他の法人・団体の役員	1,340 (-)	1,565	1,680	1,735	1,833	2,109	2,637	1,500
03 法人・団体の管理職員	1,531 (-)	1,788	1,920	1,983	2,094	2,410	3,013	1,744
031 会社の管理職員	1,575 (-)	1,840	1,975	2,040	2,155	2,479	3,100	1,856
039 その他の法人管理職員等	1,483 (-)	1,732	1,860	1,920	2,029	2,334	2,919	1,626

(※) 掲載している表は令和3年度に適用される内容のものです。
令和4年度に適用される表については、令和3年8月6日付
「職発0806第3号」にて発出されています。

ひと、暮らし、みらいのために



ホーム

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 労働者派遣事業・職業紹介事業等 > 派遣労働者の同一労働同一賃金について

雇用・労働

派遣労働者の同一労働同一賃金について

- トピックス
- 理解を深めるための進め方 (一例)
- 労使協定方式 (労働者派遣法第30条の4) 「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」について
- 派遣先均等・均衡方式 (労働者派遣法第30条の3) について
- 裁判外紛争解決手続 (行政ADR)
- パンフレット・リーフレット・マニュアルなど
- 自主点検表
- 相談窓口など
- 公的機関に関するもの
- 法律・省令・告示・通達など
- 労働政策審議会での議論について

トピックス

一般基本給・賞与等の決定手順

<手順2>

比べる**職種**を決める

<手順3>

能力・経験調整指数
を決める

(※) 掲載している表は令和3年度に適用される内容のものです。
令和4年度に適用される表については、令和3年8月6日付
「職発0806第3号」にて発出されています。

令和元年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）（※）

別添 1

無期雇用かつフルタイムの労働者について、（所定内給与＋特別給与÷12）÷所定内労働時間で時給換算したものを特別集計
企業規模計

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年) 補正前)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
0 産業計	1,272 (-)	1,486	1,595	1,647	1,740	2,002	2,503	1,529
201 自然科学系研究者	1,661 (-)	1,940	2,083	2,151	2,272	2,614	3,269	1,974
202 化学分析員	1,210 (-)	1,413	1,517	1,567	1,655	1,905	2,381	1,459
203 技術士	1,970 (-)	2,470	2,551	2,695	3,101	3,877	2,328	2,328
204 一級建築士	2,001 (-)	2,337	2,509	2,591	2,737	3,150	3,938	2,363
205 測量技術者	1,125 (1,184)	1,314	1,411	1,457	1,539	1,771	2,214	1,361
206 システム・エンジニア	1,526 (-)	1,782	1,914	1,976	2,088	2,402	3,003	1,820
207 プログラマー	1,253 (-)	1,404	1,571	1,623	1,714	1,972	2,466	1,508
208 医師	4,056 (-)	4,737	5,086	5,253	5,549	6,384	7,982	4,715
209 歯科医師	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
210 獣医師	1,582 (-)	1,848	1,984	2,049	2,164	2,490	3,113	1,884
211 薬剤師	1,823 (-)	2,129	2,286	2,361	2,494	2,869	3,588	2,160

↑
手順3

↑
手順2

一般基本給・賞与等の決定手順

<手順4>

地域指数を決める

別添3

令和元年度職業安定業務統計による地域指数

	都道府県別地域指数 (※)
全国計	100.0
北海道	92.2
青森	83.6
岩手	86.5
宮城	96.8
秋田	86.0
山形	88.8
福島	92.7
茨城	100.0
栃木	98.9
群馬	97.9
埼玉	105.5
千葉	105.5
東京	114.5
神奈川	109.1
新潟	93.9

(※)

令和元年度職業安定業務統計による地域指数

	ハローワーク別地域指数 (※)
全国計	100.0
北海道	92.2
0101 札幌計	97.6
0102 函館計	87.5
0103 旭川計	89.3
0104 帯広計	95.3
0105 北見計	87.7
0106 紋別計	87.7
0107 小樽計	85.8
0108 滝川計	87.7
0109 釧路計	88.2
0110 室蘭計	92.3
0111 岩見沢計	87.9
0112 稚内計	89.1

(※)

(※) 掲載している表は令和3年度に適用される内容のものです。
令和4年度に適用される表については、令和3年8月6日付
「職発0806第3号」にて発出されています。

一般基本給・賞与等の計算例

(システムエンジニア×1年目×北海道の例)

$$1,782\text{円 (1年目)} \times 0.922 \text{ (北海道)} \\ = 1,644\text{円 (小数点切り上げ)} \quad (\text{※})$$

(※) 掲載している数字は令和3年度に適用される内容のものです。
令和4年度に適用される数字については、令和3年8月6日付
「職発0806第3号」にて発出されています。

職種の選び方

賃金構造基本統計調査によるもの

「賃金構造基本統計調査による職種別
平均賃金」

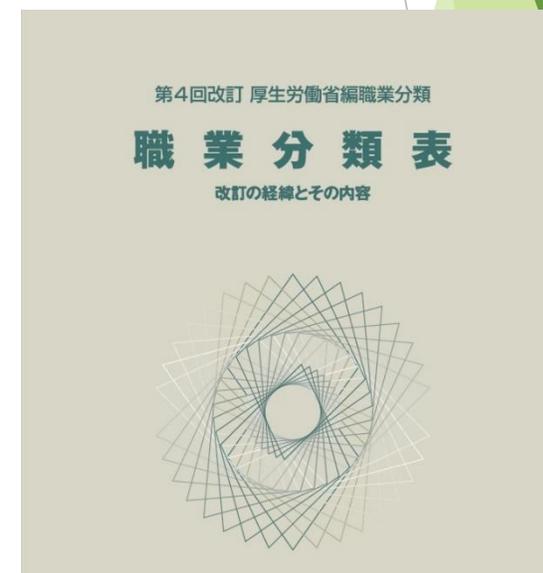
職業安定業務統計によるもの

「職業安定業務統計の求人賃金を基準値
とした一般基本給・賞与等の額」

中核的業務

協定対象派遣労働者が従事する業務と最も
近いと考えられるものを選択

「賃金構造基本統計調査の**役職及び職種解説**」又は
「**第4回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表**
改訂の経緯とその内容」を参照



第4回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表 改訂の経緯とその内容

771 製品包装作業員

製品を保護・保存するため、各種の材料を用いて包装する作業に従事するものをいう。
包装機械を運転して作業に従事するものを含む。

なお、輸送目的のためのこん包の作業に従事するものは、[756] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

771-01 製品包装作業員

771-01 製品包装作業員

製品を保護・保存するため、各種の材料を用いて包装する作業に従事するものをいう。
包装機械を運転して作業に従事するものを含む。

なお、輸送目的のためのこん包の作業に従事するものは、[756-01] に分類する。

- 贈答品包装作業員、箱詰作業員（包装）、パッケージ機械操作員、フィルム包装作業員、袋詰作業員（包装）、包装機械操作員
- × 荷造作業員 [756-01]

雇用・労働 派遣労働者の同一労働同一賃金について

- トピックス
- 理解を深めるための進め方 (一例)
- 労使協定方式 (労働者派遣法第30条の4) 「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」について
- 派遣先均等・均衡方式 (労働者派遣法第30条の3) について
- 裁判外紛争解決手続 (行政ADR)
- パンフレット・リーフレット・マニュアルなど
- 自主点検表
- 相談窓口など
- 公的機関に関するもの
- 法律・省令・告示・通達など
- 労働政策審議会での議論について

トピックス

能力・経験調整指数の考え方

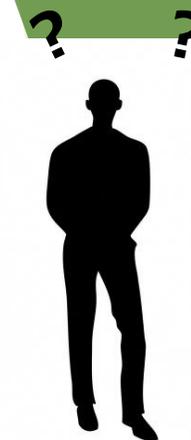
(※) 掲載している表は令和3年度に適用される内容のものです。
令和4年度に適用される表については、令和3年8月6日付
「職発0806第3号」にて発出されています。

令和元年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）（※）

別添1

無期雇用かつフルタイムの労働者について、（所定内給与＋特別給与÷1.2）÷所定内労働時間で時給換算したものを特別集計
企業規模計

	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
	(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年	(補正前)
0 産業計	1,272 (-)	1,486	1,555	1,647	1,740	2,062	2,505	1,529
201 自然科学系研究者	1,661 (-)	1,940	2,083	2,151	2,272	2,614	3,269	1,974
202 化学分析員	1,210 (-)	1,413	1,517	1,567	1,655	1,905	2,381	1,459
203 技術士	1,970 (-)	2,301	2,470	2,551	2,695	3,101	3,877	2,328
204 一級建築士	2,001 (-)	2,337	2,509	2,591	2,737	3,150	3,938	2,363
205 測量技術者	1,125 (1,184)	1,314	1,411	1,457	1,539	1,771	2,214	1,361
206 システム・エンジニア	1,526 (-)	1,782	1,914	1,976	2,088	2,402	3,003	1,820
207 プログラマー	1,253 (-)	1,464	1,571	1,623	1,714	1,972	2,466	1,508
208 医師	4,056 (-)	4,737	5,086	5,253	5,549	6,384	7,982	4,715
209 歯科医師	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
210 獣医師	1,582 (-)	1,848	1,984	2,049	2,164	2,490	3,113	1,884
211 薬剤師	1,823 (-)	2,129	2,286	2,361	2,494	2,869	3,588	2,160



協定対象派遣労働者の能力及び経験を踏まえつつ、**一般の労働者の勤続何年目に相当するかを考慮して適切なものを選択**

地域指数の考え方

(※) 掲載している表は令和3年度に適用される内容のものです。
令和4年度に適用される表については、令和3年8月6日付
「職発0806第3号」にて発出されています。

別添3
令和元年度職業安定業務統計による地域指数

都道府県別地域指数 (※)	
全国計	100.0
北海道	92.2
青森	83.6
岩手	86.5
宮城	96.8
秋田	86.0
山形	88.8
福島	92.7
茨城	100.0
栃木	98.9
群馬	97.9
埼玉	105.5
千葉	105.5
東京	114.5
神奈川	109.1
新潟	93.9

(※)

令和元年度職業安定業務統計による地域指数

ハローワーク別地域指数 (※)	
全国計	100.0
北海道	92.2
0101 札幌計	97.6
0102 函館計	87.5
0103 旭川計	89.3
0104 帯広計	95.3
0105 北見計	87.7
0106 紋別計	87.7
0107 小樽計	85.8
0108 滝川計	87.7
0109 釧路計	88.2
0110 室蘭計	92.3
0111 岩見沢計	87.9
0112 稚内計	89.1

(※)

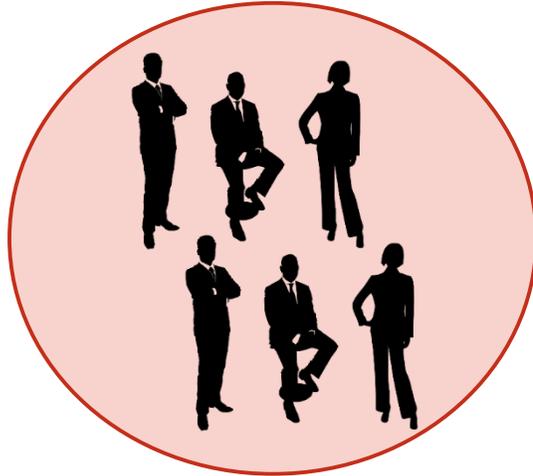
派遣先の事業所等の所在地を含む都道府県又は公共職業安定所 管轄地域の指数を選択

- ・ 工場、事務所、店舗等、場所的に他の事業所その他の場所から独立していること
- ・ 経営の単位として人事、経理、指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること
- ・ 一定期間継続し、施設としての持続性を有すること

「一般賃金 ≤ 協定対象派遣労働者の賃金の額」
のイメージ

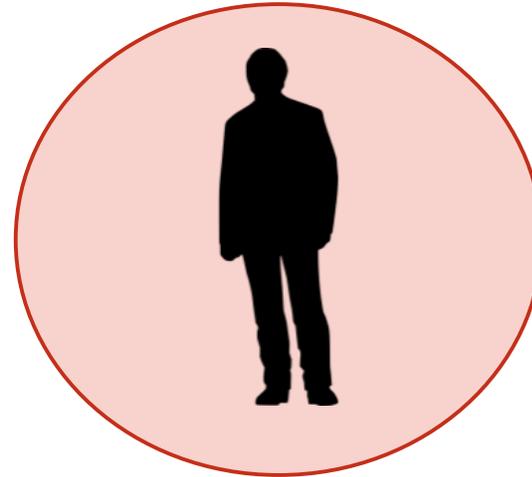
世の中の通常の
労働者の平均額

一般賃金の額



各派遣会社における
派遣労働者の賃金額

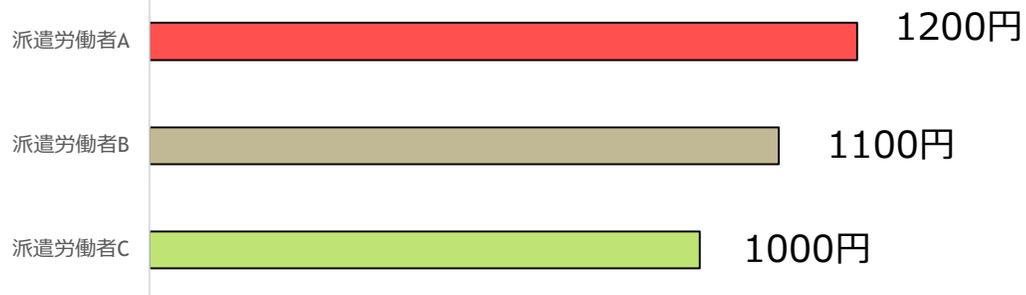
協定対象派遣労働者の賃金



≤
≧
同等以上

協定対象派遣労働者の賃金

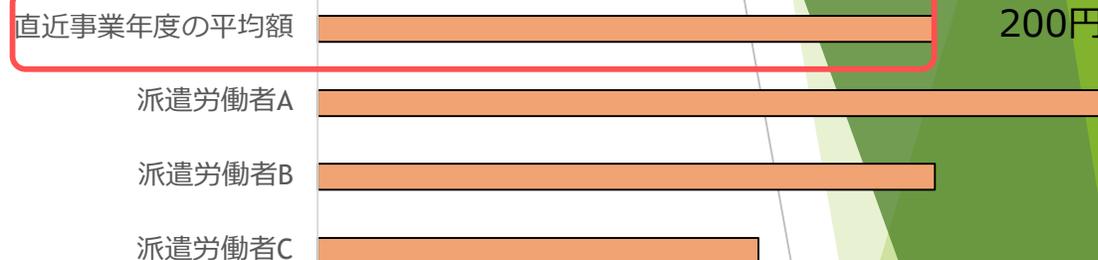
基本給



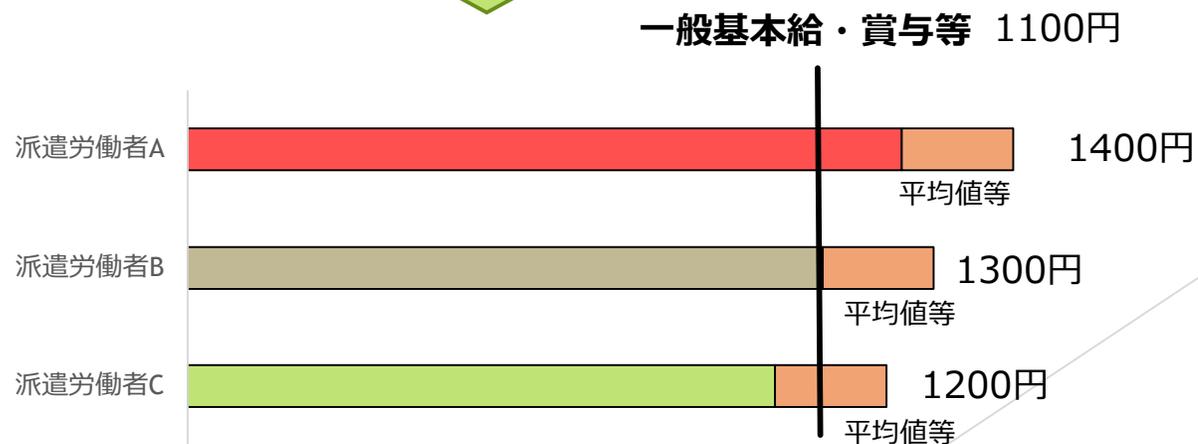
個々に実際に支給される額で
一般基本給・賞与等と比較

賞与等

直近の事業年度の平均額 見込み額の平均額 標準的な額

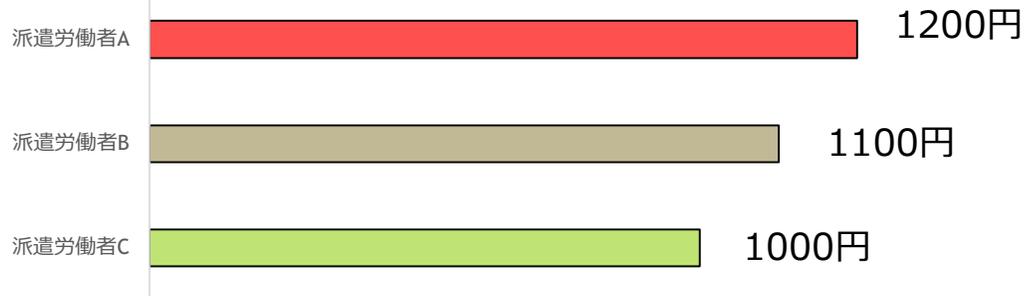


平均値等で
一般基本給・賞与等と比較可能



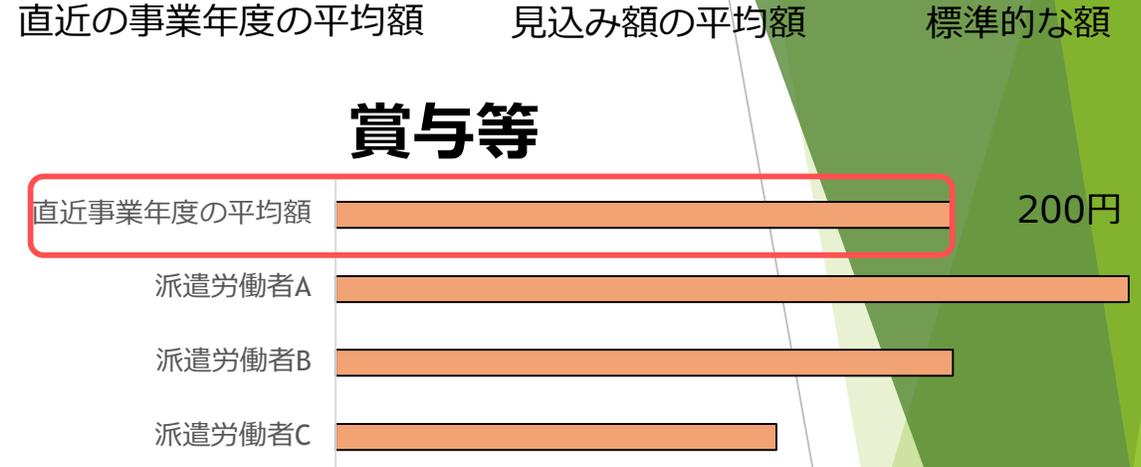
協定対象派遣労働者の賃金

基本給

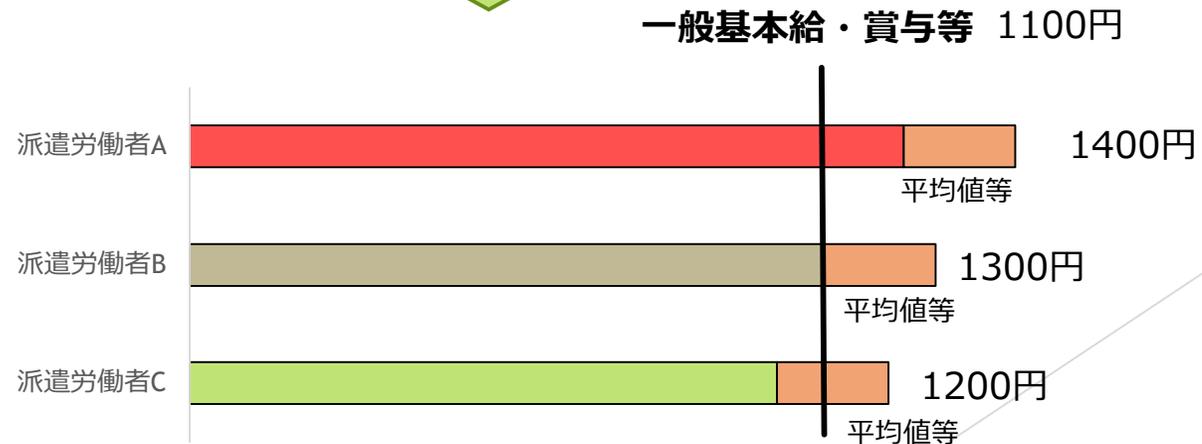


個々に実際に支給される額で
一般基本給・賞与等と比較

賞与等



平均値等で
一般基本給・賞与等と比較可能



実際の比較のイメージ

<派遣会社の賃金水準>

職種	等級	職務内容	基本給額 (賞与額)	合計額
プログラマー	Aランク	上級プログラム開発 (A I 関係等高度なプログラム言語を用いた開発)	1600円～ (賞与320円)	<u>1920円～</u>
	Bランク	中級プログラム開発 (Webアプリ作成等の中程度の難易度の開発)	1250円～ (賞与250円)	<u>1500円～</u>
	Cランク	初級プログラム開発 (Excelマクロ、簡易なプログラム言語を用いた開発)	1000円～ (賞与200円)	<u>1200円～</u>

手順1
↓

<手順1>

派遣会社の賃金テーブルで、それぞれの等級ごとの賃金額を確認

<手順2>

各等級の能力・経験調整指数を決定

<手順3>

上の表（協定対象派遣労働者の賃金の額）と下の表（一般基本給・賞与等の額）を比較し、同等以上になっているか確認

<一般基本給・賞与等の額> (※)

←手順3

	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
プログラマー (地域指数：北海道0.922の例)	1,156円	1,350円	1,449円	1,497円	1,581円	1,819円	2,274円

↑ Cランク

↑ Bランク

↑ Aランク

←手順2

(※) 掲載している表は令和3年度に適用される内容のものです。令和4年度に適用される表については、令和3年8月6日付「職発0806第3号」にて発出されています。

基本給・賞与等
(一般基本給・賞与等)

○ 家族手当
○ 役職手当
○ など
も含む

通勤手当
(一般通勤手当)

実費支給

定額支給

退職金
(一般退職金)

退職金制度の
方法

退職金前払いの
方法

中小企業
退職金共済制度等
への加入の方法

対象外

時間外勤務手当

深夜勤務手当

休日勤務手当

合算の方法

選択肢1 実費支給により「同等以上」を確保する

⇒一般通勤手当と同等以上とみなす

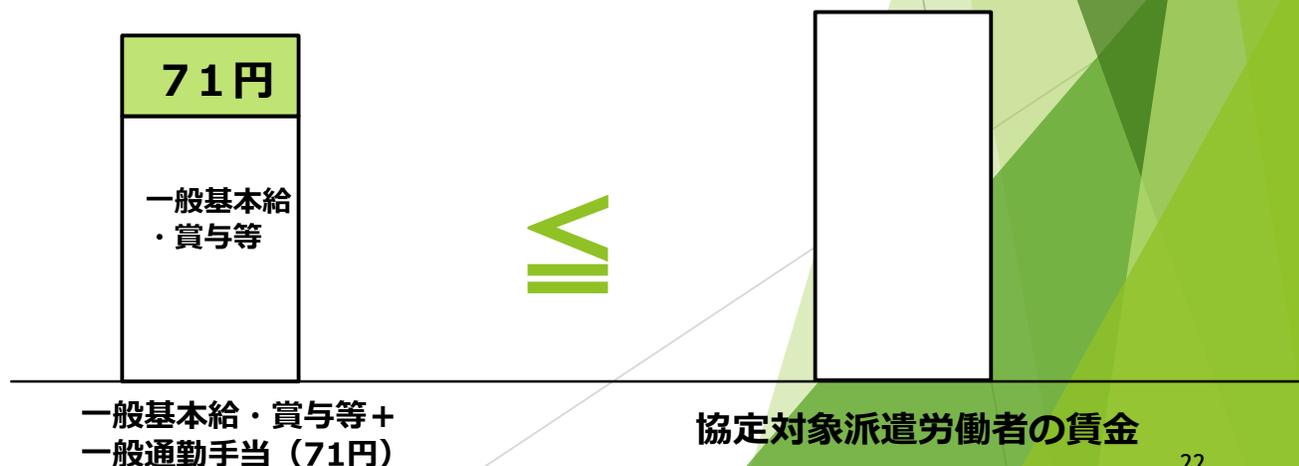
※ 支給に上限がある場合、上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間あたりに換算した額が「71」円未満の場合、選択肢2で取り扱う

選択肢2 一般の労働者の通勤手当に相当する額（「71円」と）「同等以上」を確保する

71円と同等以上
にする



一般基本給・賞与等に
71円を加え比較（合算）



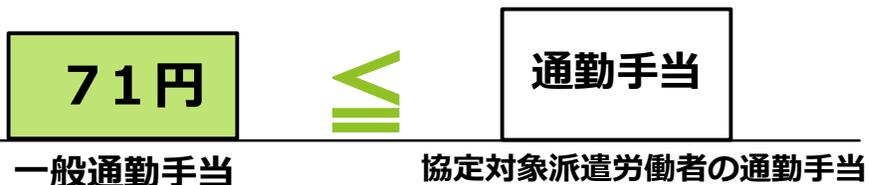
選択肢1 実費支給により「同等以上」を確保する

⇒一般通勤手当と同等以上とみなす

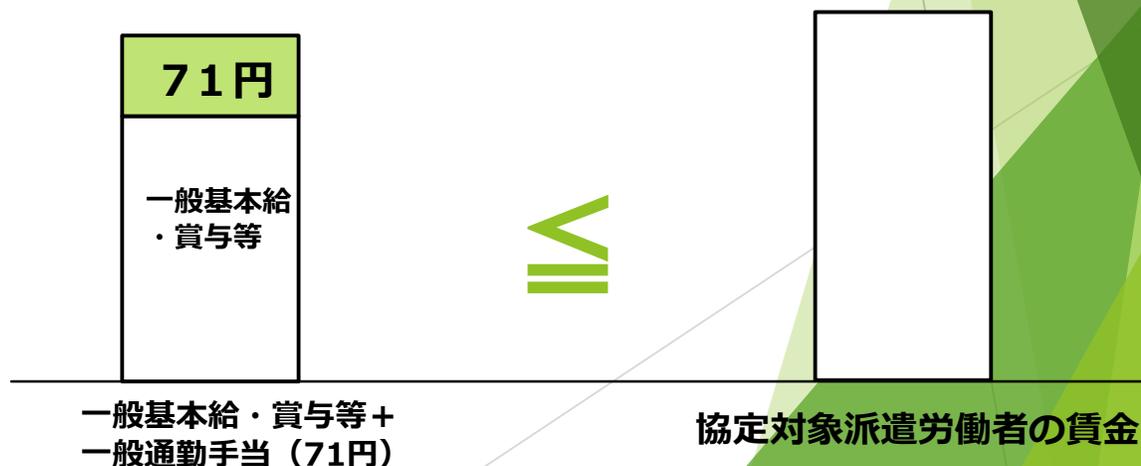
※ 支給に上限がある場合、上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間あたりに換算した額が「71」円未満の場合、選択肢2で取り扱う

選択肢2 一般の労働者の通勤手当に相当する額（「71円」と）「同等以上」を確保する

71円と同等以上にする



一般基本給・賞与等に
71円を加え比較（合算）



基本給・賞与等
(一般基本給・賞与等)

通勤手当
(一般通勤手当)

退職金
(一般退職金)

○ 家族手当
○ 役職手当
○ など
も含む

実費支給

定額支給

退職金制度の
方法

退職金前払いの
方法

中小企業
退職金共済制度等
への加入の方法

対象外

時間外勤務手当

深夜勤務手当

休日勤務手当

合算の方法

選択肢 1 退職制度の方法（後払いの給付面での比較）

退職手当の導入割合、最低勤続年数及び支給月数の相場について、国が各種調査結果を示し、その中のいずれかを選択し、それと**退職手当制度を比較**

選択肢 2 退職金前払いの方法

- ① 一般基本給・賞与等の退職給付等の費用の割合 **6%以上の「前払い退職金」を支給**する。
- ② 一般基本給・賞与等に6%分を上乗せをし、そのうえで協定対象派遣労働者の賃金と比較（合算による方法）。

選択肢 3 中小企業退職金共済制度等への加入の方法

派遣労働者が**中小企業退職金共済制度**（確定給付企業年金や確定拠出年金等の掛金も含む）に（一般基本給・賞与等の**6%以上**で）加入している場合は、退職手当については一般退職金と同等以上であるとする。

選択肢1 退職制度の方法（後払いの給付面での比較）

局長通達で示す調査から設定した、 一般退職金（支給月数）

「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の例（※）

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
自己都合	0.8月	1.4月	3.1月	5.3月	7.6月	10.6月	13.3月	15.3月
会社都合	1.2月	1.9月	4.1月	6.5月	8.9月	11.8月	14.5月	16.6月

大卒に退職金制度がある企業の割合を乗じたもの。

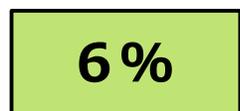
派遣会社の退職金テーブル（例）

勤続年数	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上
自己都合	1.0月	3.0月	7.0月	10.0月	16.0月
会社都合	2.0月	5.0月	9.0月	12.0月	18.0月

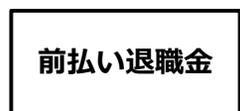
（※）掲載している表は令和3年度に適用される内容のものです。
令和4年度に適用される表については、令和3年8月6日付
「職発0806第3号」にて発出されています。

選択肢2 退職金前払いの方法

一般基本給・賞与等の
6%と同等以上の前
払い退職金にする

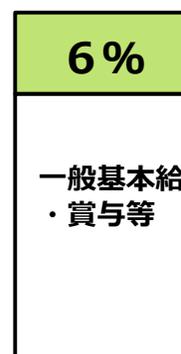


一般基本給・
賞与等の6%

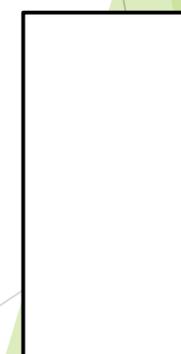


協定対象派遣労働者の前払い
退職金

一般基本給・賞与等に
その6%分を加え比較
(合算)

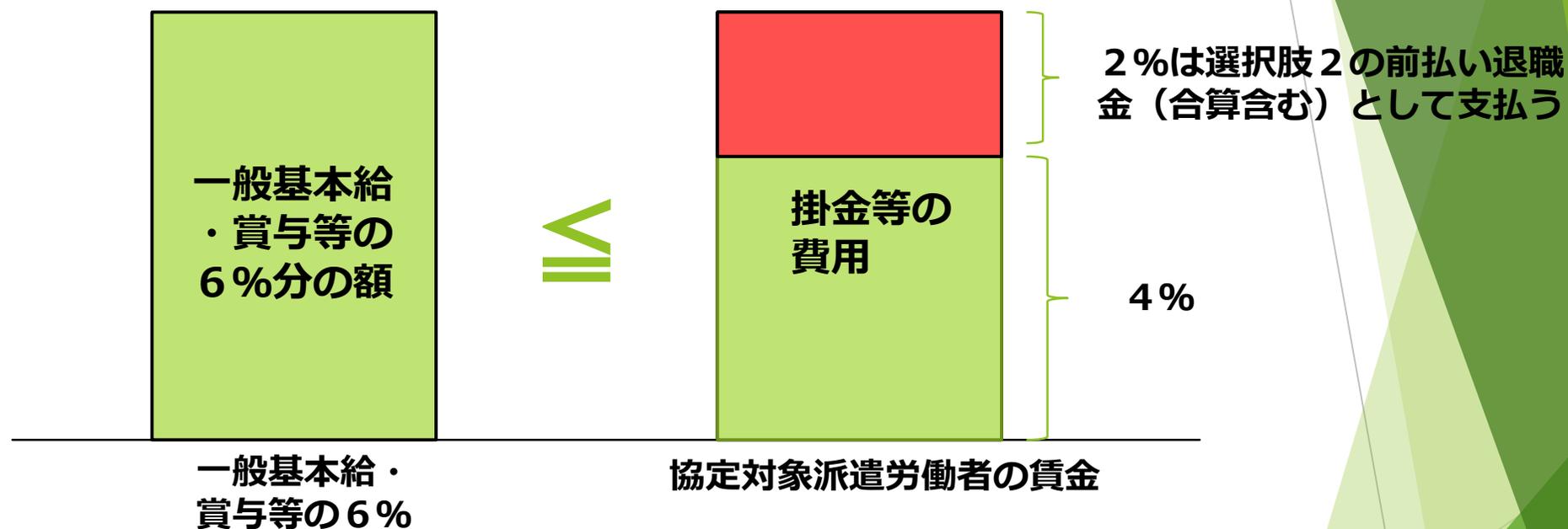


一般基本給・賞与等+
一般基本給・賞与等の6%



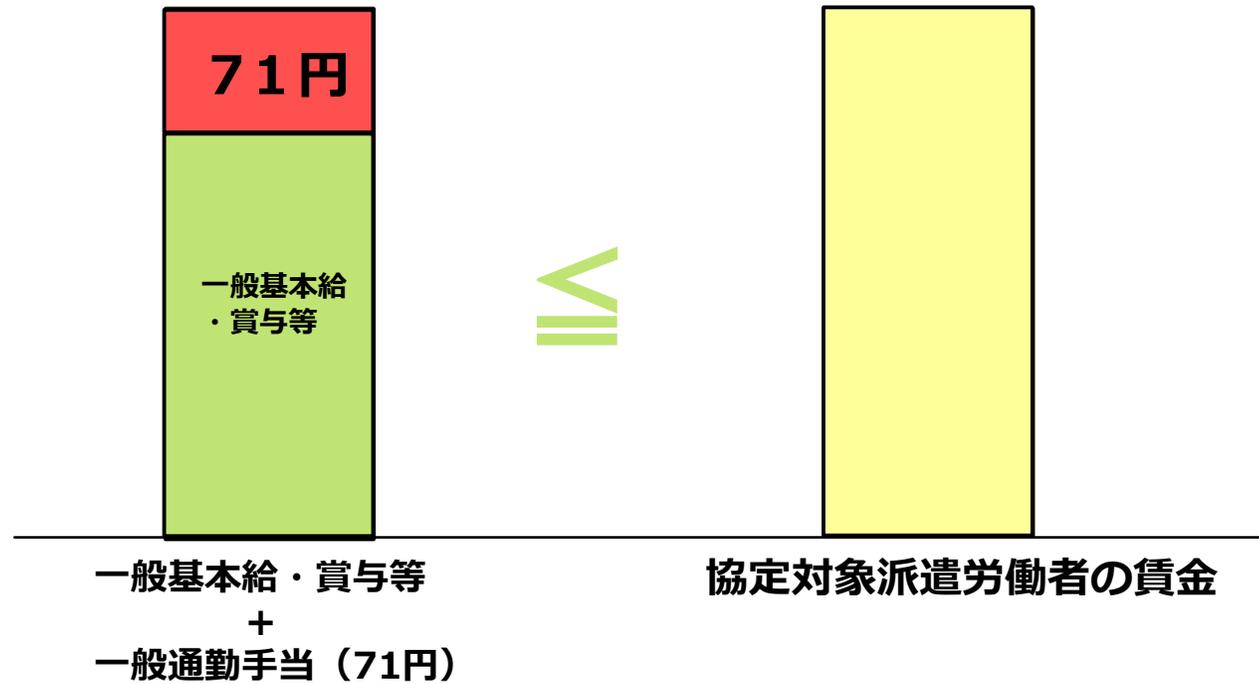
協定対象派遣労働者の賃金

選択肢3 中小企業退職金共済制度等への加入の方法

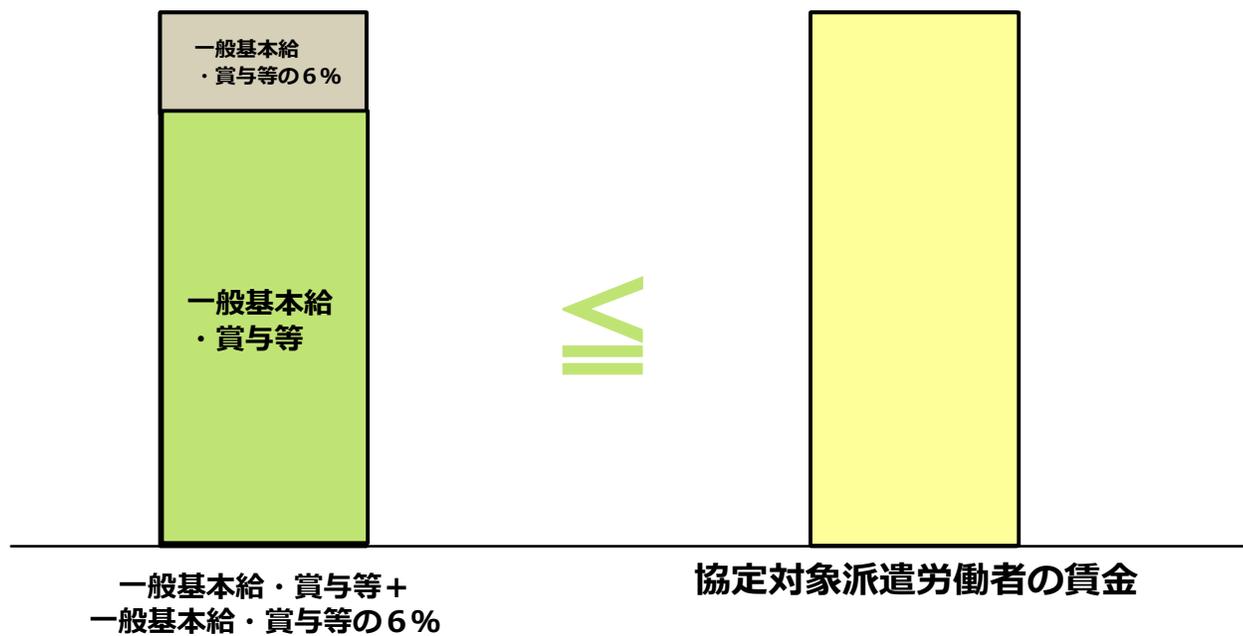


右側の掛金等の費用の額が6%に届かない場合は、その足りない部分を選択肢2でみることも可能。(選択肢2と選択肢3の併用)

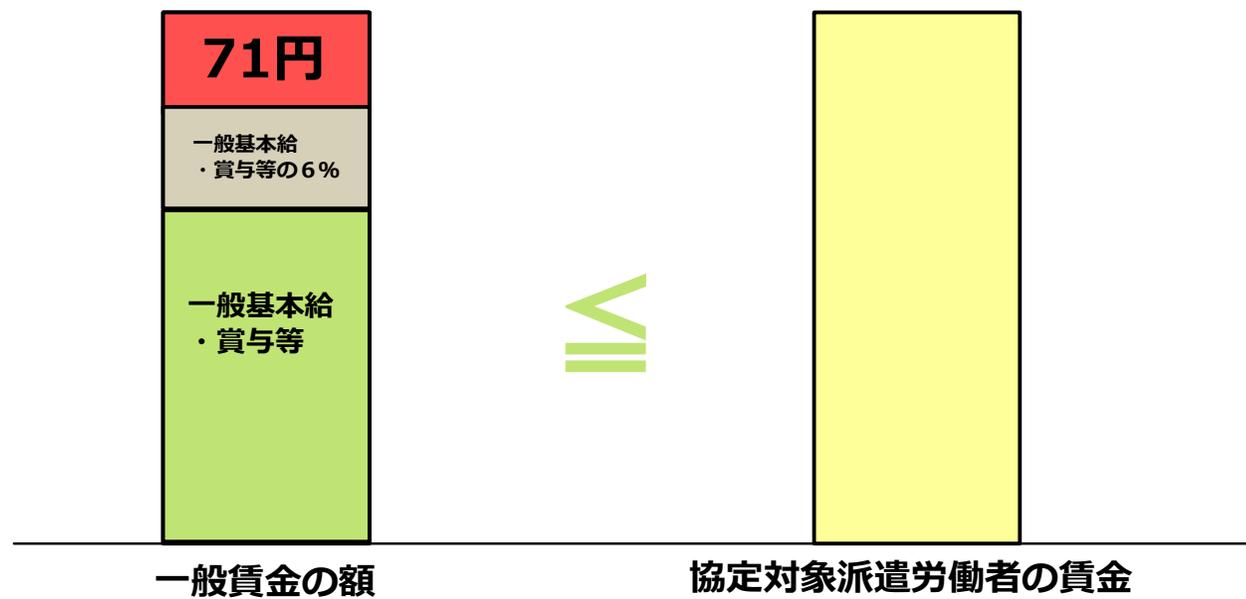
①通勤手当を合算する場合（例）



②退職金を合算する場合（例）



③通勤手当・退職金を合算する場合（例）





一般賃金の水準について

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）

別添2

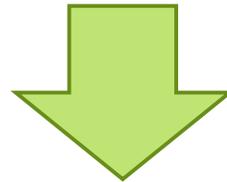
(※)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
職業計	1,175 (-)	1,372	1,473	1,522	1,607	1,849	2,312	1,383
A 管理的職業	1,503 (-)	1,756	1,885	1,946	2,056	2,366	2,958	1,718
01 管理的公務員	1,113 (1,130)	1,300	1,396	1,441	1,523	1,752	2,190	1,272
011 管理的公務員	1,113 (1,130)	1,300	1,396	1,441	1,523	1,752	2,190	1,272
02 法人・団体の役員	1,552 (1,560)	1,813	1,946	2,010	2,123	2,443	3,054	1,863
021 会社役員	1,875 (2,017)	2,190	2,351	2,428	2,565	2,951	3,690	2,411
029 その他の法人・団体の役員	1,340 (-)	1,565	1,680	1,735	1,833	2,109	2,637	1,500
03 法人・団体の管理職員	1,531 (-)	1,788	1,920	1,983	2,094	2,410	3,013	1,744
031 会社の管理職員	1,575 (-)	1,840	1,975	2,040	2,155	2,479	3,100	1,856
039 その他の法人管理職員等	1,483 (-)	1,732	1,860	1,920	2,029	2,334	2,919	1,626

別添3

令和元年度職業安定業務統計による地域指数

	都道府県別地域指数(※)
全国計	100.0
北海道	92.2
青森	83.6
岩手	86.5
宮城	96.8
秋田	86.0
山形	88.8
福島	92.7
茨城	100.0
栃木	98.9
群馬	97.9
埼玉	105.5
千葉	105.5
東京	114.5
神奈川	109.1
新潟	93.9



71円

一般通勤手当

6%

一般退職金

(※) 掲載している表は令和3年度に適用される内容のものです。
令和4年度に適用される表については、令和3年8月6日付
「職発0806第3号」にて発出されています。

毎年更新あり

※ 最新の局長通達の確認をお願いします